

かほく市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、かほく市立中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）を実施することにより、図書資料を広告媒体として活用し、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、かほく市立中央図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を充実し、利用者のサービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「雑誌スポンサー制度」とは、かほく市立中央図書館長（以下「館長」という。）から承諾の決定を受けて広告を掲出する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が当該広告の掲出を希望する雑誌の購入費用を負担した雑誌（以下「スポンサー誌」という。）の最新号のカバーに当該広告を掲出し、図書館においてスポンサー誌を利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に類するもの
- (6) 個人の名刺広告に類するもの
- (7) 青少年の健全な育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 市又は市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が推奨しているかのような誤解を招くもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、スポンサー誌の広告の内容として適当でないとして館長が認めるもの

(雑誌スポンサーの要件)

第4条 雑誌スポンサーの対象となることができる者は、企業、事業者、公共団体又はこれに類する者その他館長が適当であると認める者とする。ただし、個人は、雑誌スポンサーの対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。この場合において、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類する業種若しくは事業者
- (2) 消費者金融、債権取立て又は示談交渉に係る業種又は事業者
- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でない事項に係る業種又は事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施しない事業者
- (8) 本市の市税を滞納している事業者
- (9) 本市の競争入札における指名の停止中の事業者
- (10) かほく市暴力団排除条例（平成24年かほく市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲出の対象とすることが適当でないと館長が認める事業者

3 雑誌スポンサーは、広告の掲出を希望する雑誌の購入費用を負担しなければならない。

（広告の方法等）

第5条 館長は、スポンサー誌を図書館の雑誌コーナーに配架する。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面カバーには雑誌スポンサーの名称を掲出し、及び裏面カバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を掲出するものとする。

3 雑誌スポンサーの名称及び広告の用紙は、雑誌スポンサーが提供するものとし、その規格等は、別表に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

（広告掲出期間）

第6条 広告を掲出する期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度の途中から広告を掲出する場合は、館長が掲出を決定した日の属する月の

翌月の1日から当該年度の3月31日までとする。

- 3 前2項に規定する期間が満了する3箇月前までに館長又は雑誌スポンサーのいずれかの書面による解約の意思表示がない場合は、自動的に期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(申込方法)

第7条 雑誌スポンサーとなることを希望する者は、館長が別に定める雑誌のリストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、かほく市雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、館長に提出しなければならない。

(1) 掲出しようとする広告の原稿

(2) パンフレットその他雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

(雑誌スポンサーの承諾の決定)

第8条 館長は、前条に規定する申込みがあった場合は、速やかに申込内容を審査し、承諾の可否を決定したときは、かほく市雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 館長は、前項の規定により承諾を決定する場合において、広告の内容が第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーにその内容を修正するよう指示することができる。

(雑誌スポンサーの責務)

第9条 雑誌スポンサーは、掲出した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容の変更)

第10条 スポンサー誌の広告の内容は、当該掲出を開始した日から起算して3箇月を経過する日までの間は、これを変更することができない。

- 2 雑誌スポンサーは、前項に規定する期間の経過後、広告の内容を変更しようとする場合は、かほく市雑誌スポンサー広告内容変更届(様式第3号)に新たに掲出しようとする広告の図案及び原稿等を添付して館長に提出し、その掲出について館長の承諾を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの承諾の決定の取消し等)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの承諾の決定を取り消し、広告の掲出を中止するものとする。

(1) 雑誌スポンサーが広告の掲出の中止を申し出た場合で、館長が承認したとき。

(2) 広告の掲出期間中に雑誌スポンサーが第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(3) 館長が雑誌スポンサーとして適切でないとする場合

2 館長は、前項の規定により広告の掲出を中止した場合は、既に支払われたスポンサー誌の購入費用を雑誌スポンサーに対し返還しないものとする。

(雑誌購入費用の支払方法)

第12条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の購入費用を館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 支払方法は、毎年度一括先払いとする。

3 振込手数料等の支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 スポンサー誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、館長と協議の上、別の雑誌に変更するものとする。

(スポンサー誌の所有権)

第13条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。